

認可地縁団体の手引き ～自治会・町内会等法人化の手続き～

〈令和5年4月改訂〉

丹波市

第1	はじめに	1
第2	この制度の目的	1
第3	対象となる団体	1
第4	法人化すると何ができるか	2
第5	申請する前に	2
第6	認可までの流れ	2
第7	認可申請書の添付書類	4
第8	添付書類の内容	4
第9	告示事項証明	7
第10	認可後の手続き	7
第11	申請・届出・相談窓口	11
第12	団体の合併	11
第13	認可地縁団体が所有する 不動産に係る登記の特例	16
〈参 考〉	規約の例	17
〈記載例〉	認可申請書の記載例	22
〈参 考〉	構成員の名簿の例	23
〈記載例〉	代表者承諾書の記載例	24
〈参 考〉	議事録の例	25
〈資 料〉	財産目録の例	26
〈記載例〉	告示事項変更届出書の記載例	27
〈記載例〉	規約変更認可申請書の記載例	28
〈参 考〉	規約変更の内容及び理由の様式例	29
〈記載例〉	告示事項証明書交付請求書の記載例	30
〈記載例〉	保有資産目録の記載例	31
〈記載例〉	保有予定資産目録の記載例	33
〈記載例〉	認可申請書（合併）の記載例	35
〈質疑応答〉		36
○地方自治法（抄）		37

第1 はじめに

平成3年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、自治会・町内会等の団体（地縁による団体）が市長の認可を受けることによって法人格を取得し、不動産等の登記上の権利を有することとなる認可地縁団体制度が導入されました。その後、令和3年には不動産の保有及び保有の予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。

ここでは、この制度の概要について説明し、手続の一助とするものです。

認可を受けるにあたっては、地方自治法が定めるいくつかの要件を満たさなければなりません。また、法人として認可されると、地方自治法や関連法規に則った団体の運営方法が求められます。

そのため、法人化を計画している自治会・町内会等におきましては団体内での十分な検討と住民の理解を必要とします。

円滑な法人化を進めるためにも、認可申請を予定している自治会・町内会等におかれましては、事前に相談くださいますようお願いいたします。

第2 この制度の目的

自治会・町内会等で不動産等を所有する場合、従来は団体名義で登記できなかったため、自治会・町内会等の役員等の共有名義あるいは個人名義で登記するしか方法がありませんでした。

ところが、これら名義人に転居や相続等の問題が発生すると、財産上のトラブルや手続の上で大きな負担となることがありました。

こうした問題に対応するため、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有できるようにすることがこの制度の目的です。

このほか、地域的な共同活動を円滑に行う目的のため、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が挙げられます。

第3 対象となる団体

この制度を受けられる団体は、自治会・町内会などです。

ここでいう自治会・町内会等とは、一定の区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体（これを地縁団体といいます。）で、区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とし、現にその活動を行っている団体です。

したがって、子供会や婦人会のように構成員となるためには区域内に住所を有することのほかに年齢や性別などの条件が必要な団体、地域のスポーツ団体や趣味のサークルのように特定目的のために集まった人達の団体は、この制度

の対象になりません。

第4 法人化すると何ができるか

－法人格を取得すると、どのようなことができるか－

法人格の取得は、市長の認可によって行われます。

法人として認可されると、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようになります。この場合の「不動産等」とは、土地及び建物に関する権利のほか、立木の所有権、抵当権、登録を要する金融資産が含まれます。

第5 申請する前に

－法人格取得後の利益や負担をよく検討してください－

今まで述べてきたように、自治会・町内会等が法人となった場合には、不動産等が団体名義で登記できることになり、権利関係の不安が解消される反面、法人としてさまざまな手続が必要になります。

税金面でも、一時的にはかなりの負担となります。自治会・町内会等内部でよく検討されるようお願いいたします。

第6 認可までの流れ

- 1 自治会・町内会等の法人化手続の大まかな流れは、次のとおりです。
 - (1) 事前相談、打ち合わせ(数回必要な場合もあります。)
 - (2) 総会の開催
 - ①規約の改正
 - ②認可申請することの議決
 - ③申請者を代表者とすることの議決
 - ④構成員の確定
 - (3) 認可申請書(添付書類含む)を市長へ提出する。
 - (4) 申請書等審査
 - (5) 認可
 - (6) 認可通知書が市長から交付される。
 - (7) 市長が認可したことを告示する。
- 2 申請書の添付書類の中には、自治会・町内会等の総会で承認をとらなければならないものがあります。

したがって、現在の規約に総会招集手続き等が定められていない場合には、この点の整備をまず行う必要があります。

認可地縁団体の認可申請事務の流れ

自治会等	認可地縁団体登録事務 担 当 課	備 考
① 自治会総会の開催 ↓ ・認可を申請することについて、総会における議決 ・規約の作成又は現行規約の調整（規約の承認） ・地縁団体代表者の選任 ・保有財産の整理（財産目録の議決） ② 議事録の作成 ↓ ③ 認可申請書の提出 【認可申請に必要な書類】 ①申請書 ②規約 ③認可申請を決定した総会議事録の写し（議長、議事録署名人の署名捺印） ④構成員の名簿（氏名、住所） ⑤事業報告書等活動状況を示す書類 ⑥申請代表者を選出した総会議事録の写し（議長、議事録署名人の署名捺印） ⑦申請代表者の承諾書	申請書の受理 ↓ 審 査 【認可の要件】 ①地域的な共同活動を目的として現に活動していること。 ②地縁団体の区域が客観的に明らかなこと。 ③地縁団体の区域に住所を有するすべての個人が構成員になれること。 ④規約を定めていること。 認可の通知 ↓ 告 示 ↓ 地縁団体台帳の整備 ※認可地縁団体の謄本（永久保存） 申請書の受理・審査 規約変更認可通知書の交付 ↓ 地縁団体台帳の写し 原本証明したものを発行	[参考] 【認可の要件基準】 地域的な共同生活を円滑に行うことが認可の前提とされる。
④ 認可通知書の受理 ↓ ⑤ 地縁団体印鑑の作成 ↓ ⑥ 地縁団体印鑑登録申請 ⑦ 告示事項の変更 ⑧ 規約の変更申請書の提出 ⑨ 規約の変更認可通知書 ⑩ 告示事項証明書申請・交付		

第7 認可申請書の添付書類

認可申請書及びその添付書類は、次のとおりです。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証明する書類（議事録）
- (3) 構成員の名簿
- (4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を、現に行っていることを記載した書類（事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類（議事録、承諾書）
- (6) 参考としての区域図

これらの書類を整えるには、総会を開く必要があります。

第8 添付書類の内容

認可申請書に添付する書類の一つひとつについて、具体的にどのような書類をそろえたらよいか説明します。

1 規 約

<必要項目>

規約には、次に掲げる8つの事項を必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることも差し支えありません。

- (1) 目 的
- (2) 名 称
- (3) 区 域
- (4) 事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

これらの事項は、市長が認可するに当たって、申請された自治会・町内会等が認可の要件に該当しているかどうかを確認するためのものです。

また、必要な事項が規約に定められていれば規約の名称に制限はありません。「〇〇区規約」「〇〇自治会会則」などといった名称で構いません。

<内 容>

認可の要件に該当する規約は、どのような内容のものが必要か説明します。

（規約の例文は、12ページに載せてあります。）

(1) 目 的

自治会・町内会等の活動が、スポーツや芸術など特定の目的のために行われているのではなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

なお、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容を具体的に定めることが必要です。

(2) 名 称

地方自治法上、名称について制限はありません。

「××自治会」「××区」といった名称でかまいません。ただし、他の法令で名称の使用制限がある場合には、これに従う必要があります。

(3) 区 域

住民にとって、客観的に明らかなものとして認識できるよう定められていることが必要で、この区域は、自治会・町内会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況による必要があります。

具体的な表現は、

- ① ××町××全体が自治会・町内会等の区域の場合

「丹波市××町××の区域とする。」となります。

- ② ○○町○○の一部が自治会・町内会等の区域の場合

「丹波市○○町○○番地の○から△△番地の△まで、同所□□番地の□から××番地の×まで、・・・」となります。

この番地は公図から全部を拾いだす必要があります。

また、上記の表現で困難な場合は、別に区域図を作成して区域を示す方法でも構いません。

(4) 事務所の所在地

代表者の住所地に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的です。規約の定め方としては、地番や住居表示により「この会の事務所は、丹波市○○町△△番地に置く。」と定めるか、また、単に「この会の事務所は、代表者の自宅に置く」と規定することも可能です。

(5) 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人全てが、構成員になれることが定められていなければなりません。

※ 構成員を「世帯主」や「地縁による団体の連合体」とすることはできません。

また、正当な理由（共同活動が阻害されることが明らかであると認められるとき）がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

さらに、加入・脱退等の資格の得失についての手続きや会費に関する事項等を定めることが望ましいでしょう。

なお、脱退についても本人の意思に制約を加えることはできません。法人や団体は、構成員にはなれず表決権は有しないものの、様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置づけることは可能です。

(6) 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、委任する事務等について規定します。

(7) 会議に関する事項

総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めます。

総会は、毎年1回以上開催する必要がある、年度終了後3ヵ月以内に開催することとなります。

表決権は、原則として個人単位で平等です。ただし、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが、沿革的にも実践的にも地域社会においては認められ、そのことが合理的であると認められる事項に限っては、表決権を世帯単位とすることも可能ですが、規約の変更、解散等については総会員数の4分の3以上の同意が必要とされています。

(8) 資産に関する事項

資産の構成及び取得、処分、管理の方法を定めます。資産の構成は、固定資産、流動資産を問いません。(負債は含みません。)

資産の構成として「別に定める財産目録記載の資産」と定めることが簡便と考えられます。また、経費の支弁等その管理についても定めます。

認可時及び毎年度終了後3ヵ月以内に財産目録を作成し、常に事務所に備え付けてください。

2 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるものです。(規約で押印を省略しているものは押印省略可)

3 構成員の名簿

構成員全員の住所・氏名を記載します。

この構成員は、規約で定めた区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別、国籍等を問わないものであるので注意してください。ただし、未成年者等は法定代理人(親権者等)により加入手続きが取られていることが必要となります。

そして、構成員の数は区域に住所を有する個人(住民登録人口)の概ね過半数が記載されていなければなりません。

認可後の構成員の変更については、市へ報告の必要はありませんが、自治会・町内会等で変更し常に事務所に備え付けてください。

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

総会に提出された議案書等、前年度の事業報告書や収支決算書、事業計画書及び予算書等で活動の実績を示す書類を提出してください。

5 申請者が代表者であることを証する書類

(1) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの

(2) 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で、申請者本人の署

名・押印のあるもの

第9 告示事項証明

認可されたことが告示されると、誰でも「告示事項証明書交付請求書」を記入することで（印鑑不要）、証明書を請求することができます。

市長は、自治会・町内会等を法人認可すると「地縁団体台帳」を作成し保管しますので、証明書の交付が請求されたときは、その台帳の写しを交付します。このときには、1通につき交付手数料300円が必要です。

この証明書は、登記のできる団体の住所証明書及び代表者の資格証明書にもなります。

登記に必要な他の書類を整備し、この証明書とともに法務局に申請すれば、登記が可能となります。

ここで、当初の目標であった自治会・町内会等の保有する不動産等の団体名義の登記が完了します。

第10 認可後の手続き

－法人格を取得すると、どのような義務が生じるか－

1 告示事項変更の届出

市長は自治会・町内会等を「法人」として認可すると、市長はこのことを告示します。

この告示によって法人となったことを一般に周知します。

これ以後、告示された自治会・町内会等は第三者に対しても自治会・町内会等が法人格を得たことを対抗できることとなります。

告示の内容は次のとおりですが、代表者(会長)が変更になった場合など、告示された内容に変更が生じたときには市長へ届け出なければなりません。変更があった場合には速やかに届け出てください。この届出をもとに、市長は変更の告示を行います。

＜告示事項＞

- (1) 名 称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区 域
- (4) 事務所
- (5) 代表者の住所・氏名
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

※ 法人を解散したとき及び清算終了の場合にも告示事項がありますが、ここでは省略します。

2 告示された事項(代表者の氏名等)の変更手続き

代表者(会長)の住所・氏名、事務所の所在地等を変更したときは、市長にその旨の届出が必要です。次の書類を提出してください。

(1) 告示事項変更届出書

(2) 告示された事項に変更があった旨を証する書類(議事録の写し)

変更のあった事項が認可要件を満たしているか審査を行い、認可要件を満たしていると確認できた場合は、市長は告示を行って告示事項の変更手続きは完了です。

特に代表者の変更手続きは、新任者が行うことになりますので、確実に引継ぎをしておいてください。また、代表者承諾書も併せて添付してください。

3 規約変更の認可申請

規約を変更するときは、市長の認可が必要となりますので、次の書類を提出してください。

(1) 規約変更認可申請書

(2) 規約変更の内容及び理由を記載した書類

(3) 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会の議事録の写し)

書類審査の上、規約変更の認可・不認可を文書で通知します。

なお、規約の変更に伴い告示事項の変更がある場合は、同時に「告示事項変更届出書」の提出をお願いします。

4 税 金

自治会・町内会等が法人化された後の課税関係については、基本的には法人化の前と変わらないようになっています。

このことは、法人化前の「人格のない社団」としても、制度上は本来課税されるという意味で“変わらない”ということです。しかし、実態とすれば、法人化することにより存在が明確化されるので、実際には納税の必要が生じる税があります。

主なものは次のとおりです。

○法人税、法人県民税・市民税

自治会・町内会等が収益事業を行ったときに課税される場合がありますので、税務署、県税事務所、財務部税務課にお問い合わせください。

○登録免許税

不動産の登記をするときに課税される税金です。登記の種別によって税率が異なりますので、税率や納付方法は法務局にお問い合わせください。

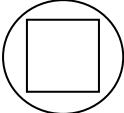
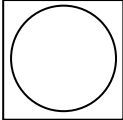
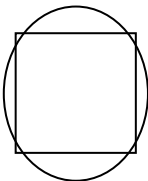
その他税金ではありませんが、不動産登記を司法書士等に依頼した場合は、別途登記費用がかかります。くわしくは司法書士等にご相談ください。

5 印鑑登録

認可されると地縁団体の代表者は、印鑑登録(登録手数料、無料)及び印鑑登録証明書(交付手数料1通300円)の交付を受けることが可能となります。

- (1) 登録できる印鑑は、1 認可地縁団体につき 1 個です。
- (2) 手続きができる人（代表者等）は、次のとおりです。
 - ア 認可地縁団体の代表者
 - イ 職務代行者（裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。）
 - ウ 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
 - エ 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
 - オ 地方自治法第260条の24に規定する清算人
- (3) 印鑑登録の申請を行うときは次の書類等が必要です。
 - ア 地縁団体印鑑登録申請書
 - イ 登録しようとする認可地縁団体の印鑑
 - ウ 代表者等の個人の印鑑（実印）
 - エ 上記印鑑の3ヵ月以内の印鑑証明
 - オ 代表者等が本人であることを証する書面（免許証、保険証等）
 - カ 代理人による場合は、委任の旨を証する書面（代表者等の個人の実印を押印したもの）
 - キ 委任を受けた代理人が本人であることを証する書面（免許証、保険証等）
- (4) 次のような印鑑は受け付けられません。
 - ア 認可地縁団体の名称が表されていないもの
 - イ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - ウ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
 - エ 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
 - オ 他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑又は他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑にその印影が著しく類似しているもの
 - カ その他市長が登録する団体印鑑として適当でないと認めるもの

認可地縁団体印鑑登録申請事務の流れ

認可地縁団体	認可地縁団体印鑑登録事務 担当課	備 考
地縁団体認可後 ① 地縁団体印鑑の登録 (本人申請) ①印鑑登録をしようとする印鑑 ②代表者等個人の実印 ③上記②の3ヵ月以内の印鑑証明書 ④代表者等本人であることを証する書面(免許証、保険証等)の提示 (代理人申請) ①印鑑登録をしようとする印鑑 ②委任の旨を証する書面(代表者等個人の実印を押印したもの) (上記の個人の登録印鑑の3ヵ月以内の印鑑証明書) ③委任を受けた代理人本人であることを証する書面(免許証、保険証等)の提示 ② 印鑑登録証明書交付申請 印鑑登録証明書交付申請(本人申請、代理人申請を問わない) 印鑑登録証明書の交付 ③登録印鑑等亡失届・廃止申請 (本人申請) 登録本人であることを証する書面(免許証、保険証等)の提示 (代理人申請) ①委任の旨を証する書面(登録者の個人の実印を押印したもの) ②委任を受けた代理人本人であることを証する書面(免許証、保険証等)の提示	受付 ↓ 代表者等又は代理人であること及び本人であることの確認 審査 ↓ (登録印鑑) ※不受理 ①認可地縁団体の名称が表されていないもの ②ゴム印等変形しやすいもの ③印影の大きさが一边の長さが8mmの正方形に収まるもの、一边の長さが30mmの正方形に収まらない大きさのもの ④印影が不鮮明であるもの、縁のないもの、文字の判読が困難であるもの ⑤他の団体等が既に登録しているもの、類似しているもの ⑥その他適当でないもの ↓ 受理 (印鑑登録原票) ①印影 ②第5条第1号～第11号事項登録 ↓ 受理 印鑑登録証明書 印鑑登録原票の写しに認証したもの ↓ 受理 印鑑登録の抹消・廃止 保存期間 廃止原票 5年 関係書類 2年	(参考) 8mmの正方形  = × 正方形におさまるので受理できない。  = ○ 正方形におさまらないので受理できる。 30mmの正方形  = ○ 正方形におさまるので受理できる。  = × 正方形におさまらないので受理できない。 (1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 認可地縁団体の名称 (5) 認可地縁団体の事務所の所在地 (6) 認可地縁団体の認可年月日 (7) 登録者の資格 (8) 代表者等の氏名 (9) 代表者等の生年月日 (10) 代表者等の住所 (11) その他団体印鑑の登録に関し必要な事項

6 その他

(1) 解散

法人化された自治会・町内会等は、次により解散することになります。

ア 認可の取消し

イ 総会の決議(総会員数の4分の3以上の承諾が必要とされています。)

ウ 構成員の欠亡

エ その他規約に定めた事由

これらによって解散した場合には、市長に届出が必要になります。

市長はこの届出を受けて解散の告示をすることとなります。また、解散に伴う清算が終了したときも届出が必要です。

(2) 認可の取り消し

認可された自治会・町内会等が次のいずれかに該当するときは、市長は認可を取り消すことがあります。

ア 認可の要件のいずれかを欠くことになったとき

イ 不正な手段により認可を受けたとき

第11 申請・届出・相談窓口

地縁団体に関する各種届出、告示事項証明書の交付は、市役所・支所（氷上支所を除く）の窓口で取り扱いますが、印鑑登録、印鑑証明の交付については、下記の地縁団体の所在地の属する地域の庁舎のみで取り扱いますのでご注意ください。

また、認可の相談、認可後の地縁団体の運営に関する相談等は、総務課総務係までご相談ください。

柏原地域	柏原支所	支所係
氷上地域	市役所 2 階	総務課総務係
青垣地域	青垣支所	支所係
春日地域	春日支所	支所係
山南地域	山南支所	支所係
市島地域	市島支所	支所係

第12 団体の合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日から認可地縁団体の合併に関する規定が新設され、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

改正前は合併の規定がなく、権利義務について個別に承継が必要、解散に伴う清算手続を行う必要があるなどの煩雑さや負担がありましたが、改正後は合併

により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務の承継が可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されます。

法人の合併方法として、一般的には「吸収合併」と「新設合併」の二つがあり、「吸収合併」は、合併を行う法人のうち一つの法人を除く全ての法人が消滅します。「新設合併」は、合併を行う法人全てが消滅し、この合併により新しい法人が成立します。

「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れについては、P14～15のフロー図をご参照ください。

1 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについての決議が必要になります。（総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

2 認可の申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、認可申請書に次に掲げる書類を添えて、「第11 申請・届出・相談窓口」に提出してください。

なお、吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と合わせて規約変更の認可申請も行う必要があります。

① 合併後の認可地縁団体の規約

規約に必ず定める必要があるとしている8つの事項がもれなく規定（「地縁団体規約記載例」参照）されていなければなりません。

② 認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録を添付してください。議事録には、「合併の認可申請を行うこと」を総会で決議した記載と、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要です。

※議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることも必要です。

※議事録署名人の人数は各認可地縁団体の規約によります。

③ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いません。

④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類、例えば以下のものが考えられますが、これらに限られるものではありません。

- ・ 合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
- ・ 合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録

- ⑤ 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- ⑥ 申請者が、合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- ⑦ 区域図
地点図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

3 合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可をします。そして、その旨を申請者に通知します。

4 合併に係る債権者保護手続（地方自治法260条の40～41）

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（2か月以上）内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

＊債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。

＊債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等を行わなければなりません。

5 債権者保護手続終了の届出

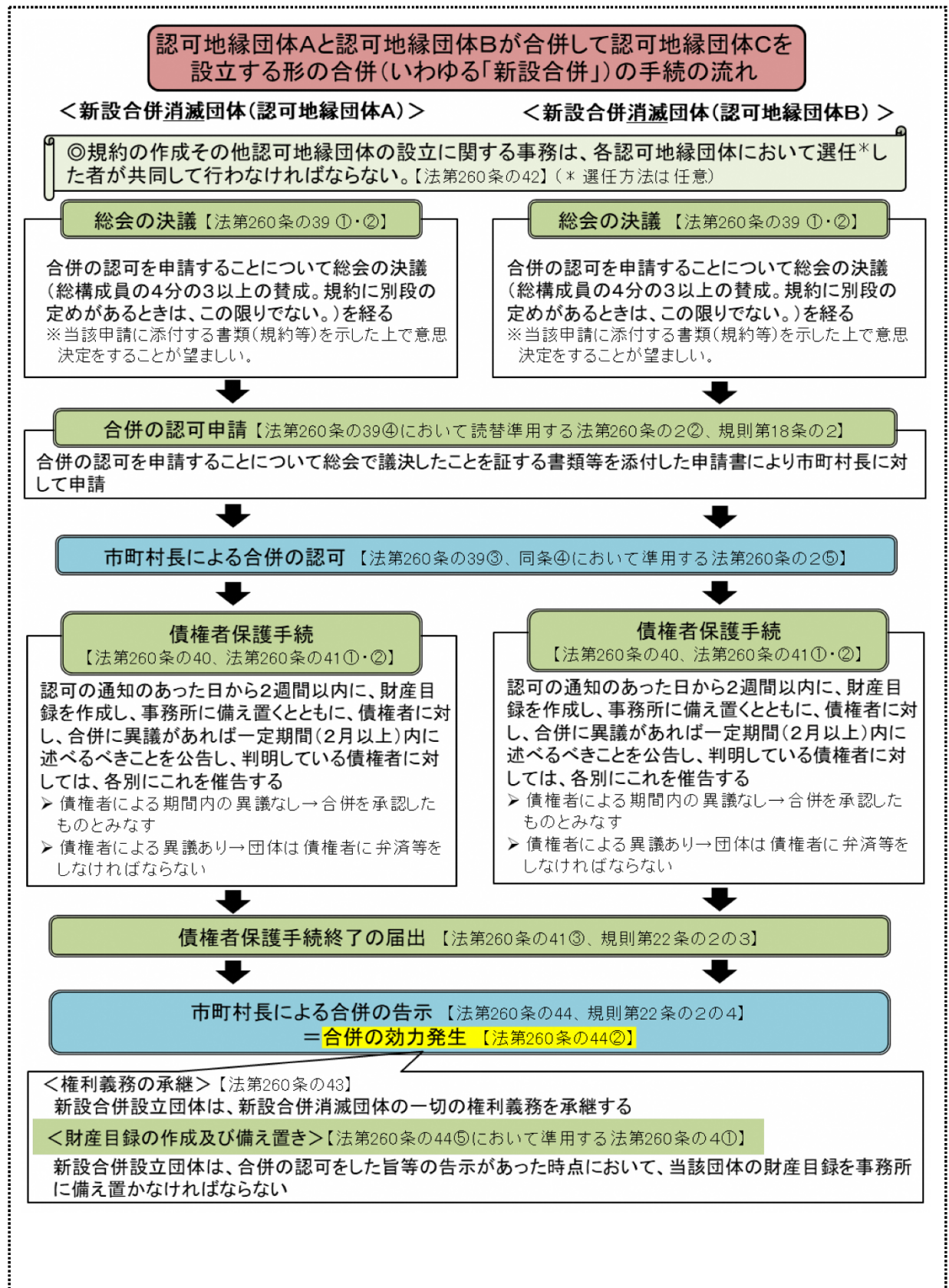
4の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して届出書に、別添書類を添えて、「第11 申請・届出・相談窓口」に届け出てください。

6 合併の告示

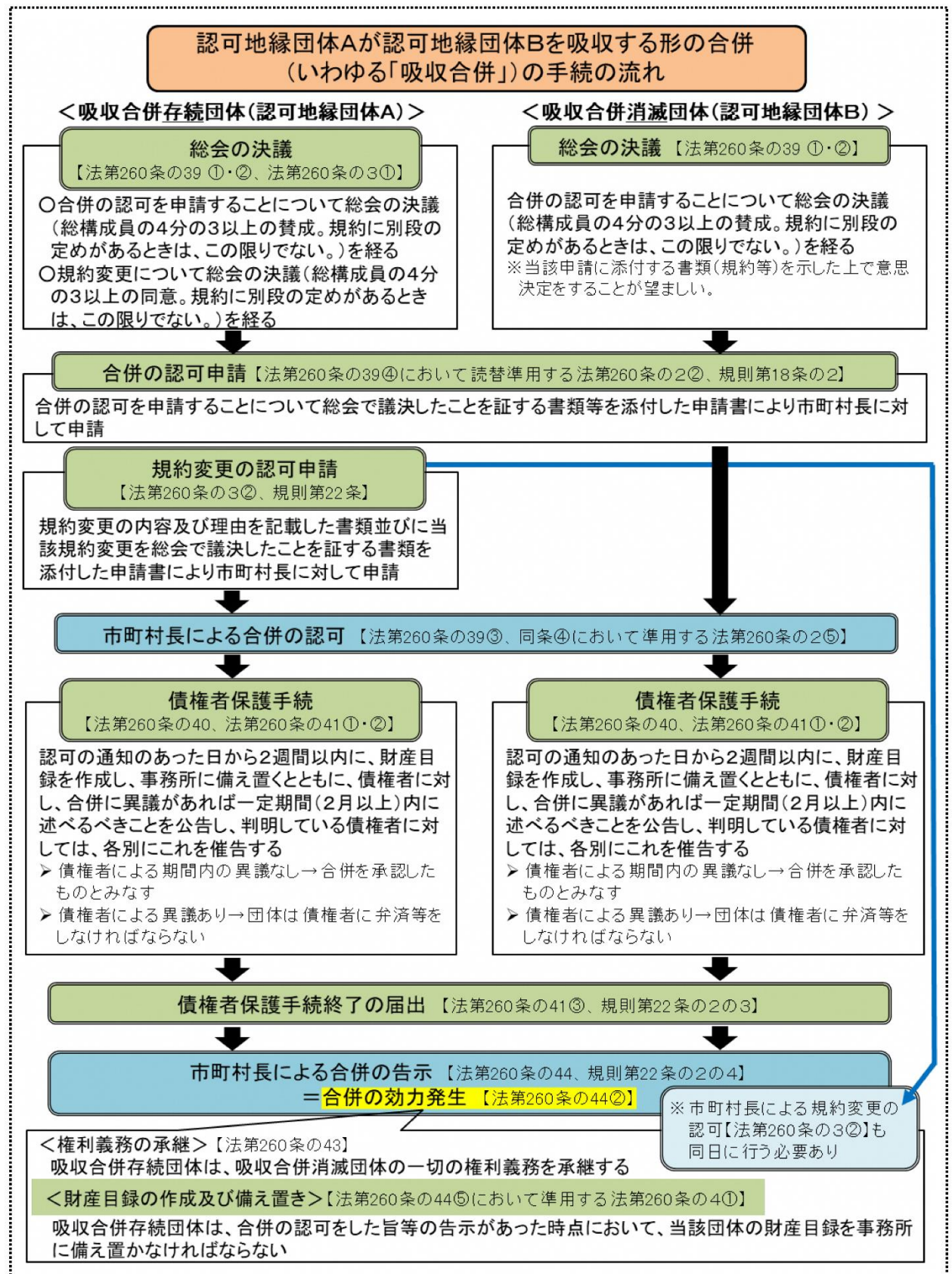
市長は、届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し地縁団体台帳に記載します。合併の認可を受けても、告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。

【参考】令和5年3月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋（注）図中の丸数字は項番号



【参考】フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）



第13 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

これまで、地縁による団体が認可を受けて法人格を取得し、不動産登記ができるようになって、所有権の移転登記を行う際、当該不動産における名義人が複数で、相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、全ての相続人確定や承諾を得るために多大な労力を費やし、所有権の移転登記に支障をきたしているという問題がありました。

このようなことから地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産であって、登記名義人やその相続人の全て又は、一部の所在が知れない場合、一定の手続を経ることで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

手続きについては、「認可地縁団体の手引き（認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例編）」を参照ください。

〈参考〉 規約の例

〇〇自治会（区）規約（会則）

（名称）

第1条 本会は、〇〇会と称する。

（区域）

第2条 本会の区域は、丹波市〇〇町〇〇区域とする。

（主たる事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、丹波市〇〇町〇〇△△番地に置く。

（目的）

第4条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（1） 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（2） 美化・清掃等区域内の環境の整備

（3） 集会施設の維持管理

（4） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（5） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（会員）

第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇（細則）に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

（1） 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2） 本人から〇〇（細則）に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（役員の種別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

（1） 会長 1人

（2） 副会長 〇人

（3） 会計 〇人

（4） 監事 〇人

（役員の選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会議事)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○○

(2) □□□□□□□□□

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、他の会員を代理人として表決を委任し、又は電磁的な方法によって表決することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 総会で決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 総会で決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(前条1項による表決者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後の予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ、丹波市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇月〇日までとする。

〈記載例〉 認可申請書の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

丹波市長 様

事務所の所在地は、住居表示による表示、地番及び家屋番号による表示いずれでもよい。

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 丹波市〇〇町〇〇 番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 丹 波 市 郎

住 所 丹波市〇〇町〇〇 番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〈参考〉 構成員の名簿の例

構 成 員 の 名 簿

令和〇〇年〇月〇日現在

No.〇

氏 名	住 所
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地
〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番地

〈記載例〉 代表者承諾書の記載例

代 表 者 承 諾 書

選出、承認された総会の日付、総会名をご記入ください。

令和○年○月○日に行われた○○自治会 ○○ 総会において、このたびの申請に係わる代表者として選任されたので、これを受託いたします。

令和○年○月○日

選出、承認された総会の日以降の日付をご記入ください。（同日でも可）

住 所 丹波市○○町○○○△△△番地△
氏 名 ○ ○ ○ ○ ○

承諾したことの証として、氏名を**自署する**かまたは、**押印**をお願いします。

〈参考〉 議事録の例

〇〇自治会〇〇総会議事録

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場 所 丹波市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇集会所
- 3 会員数 〇〇〇名(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)
- 4 出席者 〇〇〇名(本人出席〇〇名、委任状による者〇〇名)
- 5 議 題 ①地縁団体の認可を申請することについて
②会長を代表者とするについて
③法人名義で保有することとなる資産及び構成員の確定について
- 6 会議の概要及び表決の結果
〇〇時定刻に、〇〇〇〇自治会長が〇〇自治会規約〇〇条に基づき、会議が有効に成立した旨報告し、〇〇総会の開会を宣言した。直ちに〇〇〇〇氏を議長に選出し、議長は、書記に〇〇〇〇氏を、議事録署名人に〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を指名し議事に入った。
平成3年4月2日付で地方自治法及び関連法令の一部が改正され、自治会を丹波市長から地縁団体として認可してもらうと自治会が法人格を得て、自治会所有の不動産又は不動産に関する権利等を自治会名で登記し、保有することができることとなった。
については、当自治会もこの制度により財産を保有したいので、丹波市長へこの地縁団体としての認可申請をすること及びこの認可申請に当たり、令和××年××月××日の総会で選出した△△△△自治会長を改めて代表者とするについて議決をお願いしたい旨、〇〇〇〇が説明した。
一同協議し、議長の採決の結果全会一致で認可申請すること及び申請に当たり△△△△自治会長を代表者とすることに賛成し、可決した。
次に、法人名義で保有する資産及び構成員となる者について、この内容で認可申請することとなる旨、〇〇〇〇が説明し、異議なく了承された。

上記議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作り議長及び議事録署名人が次に署名押印した。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会	〇〇総会議長	〇〇	〇〇
	議事録署名人	〇〇	〇〇
	同	〇〇	〇〇

規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合はその署名・押印が必要です。

〈資 料〉 財産目録の例

【財 産 目 録】

令和△△年△△月△△日

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備 考
（資 産 の 部） I 流動資産 1 現金預金 (1) 現 金 現金手許有高 (2) 当座預金 〇〇銀行△△支店 (3) 普通預金 〇〇銀行××支店 2 未収会費 〇年度会費 × 名 II 固定資産 1 土 地 2 建 物 3 構築物 4 車輛運搬具 5 計器備品、応接セット 6 電話加入権 7 有価証券 〇分利国債			
資 産 合 計		A	
（負 債 の 部） I 流動負債 預り金 II 固定負債 長期借入金 〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差 引 正 味 財 産（A－B）			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。

〈記載例〉 告示事項変更届出書の記載例

書類の提出日を記入ください。

令和 △年 △月△△日

丹波市長 様

団体の名称及び事務所の住所並びに代表者の氏名及び住所を記入ください。

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 兵庫県丹波市○○町○○△△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○

住 所 兵庫県丹波市○○町○○△△△番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の変更	変更前	氏名	○○○○	住所	丹波市○○町○○○番地
	変更後	氏名	○○○○	住所	丹波市○○町○○○番地

2 変更の年月日

令和○年○月○日

3 変更の理由

任期満了による

変更内容を証する総会議事録の写し及び総会資料（議案書など）を添付してください。

また、代表者変更の場合は「代表者承諾書」を合わせて提出ください。

なお、規約の変更がある場合は、「規約変更認可申請書」及び証する書類の提出が必要となります。

〈記載例〉 規約変更認可申請書の記載例

書類の提出日を記入ください。

令和 △年 △月△△日

丹波市長 様

団体の名称及び事務所の住所並びに代表者の氏名及び住所を記入ください。

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 兵庫県丹波市○○町○○△△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○

住 所 兵庫県丹波市○○町○○△△△番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3の規約変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(添付書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

総会議事録の写し及び総会資料（議案書など）を添付してください。

〈参考〉 規約変更の内容及び理由の様式例

規約変更の内容及び理由

団体名 ○○自治会

変更前の内容	(事務所の所在地) 第3条 この会の事務所は、代表者の自宅に置く。
変更後の内容	(事務所の所在地) 第3条 この会の事務所は、丹波市○○町○○△△番地に置く。
変更理由	代表者の自宅を事務所としていたが、集会所を事務所としたため。

〈記載例〉 告示事項証明書交付請求書の記載例

告示事項証明書交付請求書

令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日

丹波市長 様

請求者の住所及び氏名

住 所 丹波市●●町●● ●●番地

氏 名 ●● ●●

地方自治法第260条の2第12項に基づき、下記地縁団体に係る証明書の交付を
請求します。

記

地縁による団体の名称

●●自治会

事務所の所在地

丹波市●●町●● ●●番地

交付部数 ● 部

代表者等の住所表示（代表者本人又は委任を受けた代理人のみ請求可能）

☐ 希望する（希望する場合は✓）

【市処理欄】

住所表示をした証明書を発行する場合確認

☐ 請求者の本人確認

☐ 委任状の確認（代理人が請求する場合のみ）

☐ 代表者の住所の表示

☐ 事務所の所在地の表示（代表者宅と同じ場合のみ）

〈記載例〉 保有資産目録の記載例

保 有 資 産 目 録

団体の名称 〇〇自治会
令和 年 月 日

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
〇〇自治会集会所	〇〇. 〇㎡	丹波市〇〇町〇〇 番地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	〇〇. 〇㎡	丹波市〇〇町〇〇 番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有資産目録記載要領

1(1)ア 建 物

○名 称 …… ○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること(参照：不動産登記法施行令第6条)

○延床面積 …… 不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。

(注) 不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(1棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てる。」

○所 在 地 …… 市区町村内の地番(不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条)及び家屋番号(同法第91条、同法施行令第5条)まで記載すること。

1(1)イ 土 地

○地 目 …… 不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとする。

(注) 不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

○面 積 …… 不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とする。

(注) 不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1(住宅及び鉱泉地以外の土地で10平方メートルをこえるものについては、1平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地 …… 市区町村の地番(不動産登記法第7条、同法施行令第1条、第2条)まで記載すること。

(立木の所有権については、1(1)イの「地目」を「樹種」(立木に関する法律第15条第2号)、「面積」を「数量」(同法第15条第2号、立木登記規則第8条)と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。)

(注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部分に生立する場合においては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2(1)

○権 原 …… 不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

○不動産の種類 …… 土地、建物及び立木の区分によること。

○所在地 …… 原則として1に同じ。

2(2)

○資産の種類及び数量 …… 国債、地方債、社債といった区分により、銘柄(社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及び所得金額を記入すること。

〈記載例〉 保有予定資産目録の記載例

保 有 予 定 資 産 目 録

団体の名称 〇〇自治会
令和 年 月 日

1 不動産

不動産の 種 類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	令和〇年〇月〇日	〇 〇 〇 〇	丹波市〇〇町〇〇 番

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地 上 権	令和〇年〇月〇日

保有予定資産目録記載要領

- 1 不 動 産 …… 所有権を取得する予定不動産について記入すること。
 - 不動産の種類 …… 土地、建物及び立木の区分による。
 - 取得予定時期 …… 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。
なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。
 - 所 在 地 …… 原則として市区町村内の地番(建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号)まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。
- 2 不動産に関する権利等
 - 資産の種類 …… 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。
金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。
 - 権 原 …… 不動産の場合には、不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
 - 取得予定時期 …… 1に同じ

〈記載例〉 認可申請書（合併）

□□○年○月○日

丹 波 市 長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 丹波市○○町○○△△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 丹 波 市 郎

住 所 丹波市○○町○○ 番地

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称 □□自治会

所在地 丹波市○○町○○ 番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 丹 波 二 郎

住 所 丹波市○○町○○ 番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体

（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

・合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

（添付書類）

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

〈質疑応答〉

問 1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下におかれることとなるのですか。

[答] 地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村長が認可を行うことになり自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

問 2 一の地縁による団体が所在する地域に、さらに連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

[答] 自治会等の活動によっては、お尋ねのような二層構造となっている状態もあると思われます。地方自治法上は、1地域1団体とすることは要請されておらず、あくまでも地縁による団体の現況により判断することとされております。

したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、地方自治法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば連合会がいくつもの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、地方自治法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはなりません。

問 3 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

[答] 認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は個々の一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとすることは可能です。

問 4 構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

[答] 法人が地縁による団体の構成員となり得るかどうかについては、①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表明ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人のつながりであるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員となり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行われないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置づけ、その活動に参加することは可能であると考えられます。

問 5 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することができますか。

[答] 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されています。

○地方自治法(抄)

(地縁による団体)

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 区域

(4) 主たる事務所の所在地

(5) 構成員の資格に関する事項

(6) 代表者に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 第1項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11 第1項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、第1項の認可を受けた地縁による団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

14 市町村長は、第1項の認可を受けた地縁による団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（ ）とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（ ）とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

（認可地縁団体の規約の変更）

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録および構成員名簿）

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（代表者）

第260条の5 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

（認可地縁団体の代表）

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（代表者の代表権の制限）

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の代理行為の委任）

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮代表者の選任）

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（監事）

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

（監事の職務）

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- （1）財産の状況を監査すること。
- （2）代表者の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

(総会の決議事項)

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決することができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(解散)

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 規約で定めた解散事由の発生

(2) 破産手続開始の決定

(3) 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し

- (4) 総会の決議
 - (5) 構成員が欠けたこと。
 - (6) 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）
- (解散の決議)

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(認可地縁団体についての破産手続の開始)

第260条の22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の認可地縁団体の能力)

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の選任)

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
- (債権の申出の催告等)

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
- 3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始)

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなけ

ればならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(裁判所による監督)

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届出なければならない。

(事件の管轄)

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

(2) 解散及び清算の監督に関する事件

(3) 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人等の報酬)

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(監査役の選任)

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(不動産登記法の特例の申請手続)

第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40 認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続きが終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44 市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- 2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 3 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となったものとみなす。
- 4 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- 5 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があった場合について準用する。

第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41項第3項の規定による届出がないとき。

- (2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

2 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第260条の46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同

じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。
- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- 4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

(不動産登記法の特例)

第260条の47 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

(過料に処すべき行為)

第260条の48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の

公告をしたとき。

- (3) 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。